

## 登記簿への代表取締役等住所非表示措置

## 1. 概要

2024年10月1日より株式会社の登記について代表取締役、代表執行人、代表清算人（以下代表取締役等）の住所を表示しないことが選択できるようになりました。

対象となる登記証明書は、登記事項証明書・登記事項要約書・登記情報サービスです。

なお、代表者等住所非表示措置の申出のみの申請はできず、代表者等の就任（重任）や代表者等の住所変更登記などの申請と同時に進行する必要があります。

また、代表取締役等の住所非表示措置後も、住所非表示措置までに登記簿に記録された代表取締役等の住所は抹消されるわけではありません。

ただし、住所を非公開にすることによるデメリットが大きいと考えられる為、選択する場合は十分に検討をしてください。（後述）

## 2. 従来の制度と問題点

会社法の規定に基づき株式会社の代表取締役等は住所を登記しなければなりません。登記情報は誰でもいつでも閲覧ができるものです。近年、インターネット・SNSの普及により個人情報保護への意識の高まりや、プライバシー保護の観点から住所の記載について問題視されることになりました。ストーカー等の被害や、過度な営業行為等の誘発に繋がる声から、起業をためらうことも考えられます。


そこでプライバシー保護を図り、誰もが安心して起業することができるようにするため、代表取締役等の住所非表示措置が創設されました。施行後は登記申請時に手続きをすれば行政区画名までの表示とし、それよりも下の住所を非公開とすることができます。

3. 住所非表示を行った場合の登記情報の表示は以下のようなイメージとなります。

## （従来の登記情報）

役員に関する事項
東京都千代田区霞が関一丁目1番1号
代表取締役 法務太郎

## （非表示措置後の登記情報）

役員に関する事項
東京都千代田区 
代表取締役 法務太郎

## 4. 住所を非表示にした場合の注意点

代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合には、登記事項証明書等によって会社代表者の住所を証明することができないこととなるため、金融機関から融資を受けるに当たって不都合が生じたり、不動産取引等に当たって必要な書類（会社の印鑑証明書等）が増えたりするなど、一定の影響が生じることが想定されます。そのため、代表取締役等住所非表示措置の申出をする前に、このような影響があり得ることについて、慎重かつ十分な御検討をお願いいたします。

また、代表取締役等住所非表示措置が講じられた場合であっても、会社法に規定する住所の登記義務が免除されるわけではありません。代表取締役等の登記されている住所について、移転があった場合は変更手続きを失念することのないよう御留意ください。

併せて住所変更に伴う契約書類や税務届等の周辺業務で、住所非表示を希望した場合に手続は当然に追加資料を求められ、煩雑になることが想定

されます。

なお代表取締役等住所非表示措置は、株式会社に限定され、合同会社、一般社団法人、一般財産法人及び特例有限会社は対象外となっております。

住所非表示を行う場合は、登記申請と同時に行う必要がありますので、変更を希望される場合は司法書士等へ相談の上実行してください。

## 最低賃金の改定

2024年度の地域別最低賃金の改定は全国全て増額で、前年度より平均51円の増加となりました。(前年は41円の増加)最高額は東京都で50円増加の1,163円となりました。次いで神奈川県が50円増加し1,162円となりました。大阪府も50円増加して1,114円、愛知県も50円増加し1,077円となりました。

昨年最も低かった岩手県は59円を増加して952円となりました。これにより変更後は岩手県、高知県、熊本県、宮崎県、沖縄県の5県が横並びで最も低くなりました。改定額の全国加重平均額は1,055円(昨年度1,004円)でした。全国加重平均額51円の引上げ(昨年度は43円)は昨年度に引き続き、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額の増加です。最も高い東京都と岩手県との金額の差は211円となりました。2024年10月以降に適用されます。

その他の関東地方の最低賃金は以下となりました。

最低賃金 単位：円

	2024年	2023年	増加額	発効予定日
東京都	1163	1113	50	10月1日
神奈川県	1162	1112	50	10月1日
埼玉県	1078	1028	50	10月1日
千葉県	1076	1026	50	10月1日
栃木県	1004	954	50	10月1日
茨城県	1005	953	52	10月1日
群馬県	985	935	50	10月4日

東京都で週8時間、月21日の労働だった場合は

1,163円×21日×8時間で195,384円となります。

10年前の2015年の最低賃金は907円でした。過去10年間で256円上昇しましたが、そのうち過去3年の上昇幅が大きく(2019~2020年の改定はコロナ禍で据置)で122円と値上げの勢いが加速されております。月額に換算すると10年間で、約43,008円の上昇となりました。

(担当 芝事務所 : 山本 修)

## 郵便料改定に伴う対応

10月1日より郵便料金が値上げされました。主な郵便料金は下表のとおりとなります。

種類	重量	~9/30	10/1~
通常はがき		63円	85円
定形郵便物	25g以内	84円	110円
	50g以内	94円	
定形外郵便物(規格内)	50g以内	120円	140円
	100g以内	140円	180円
	150g以内	210円	270円
	250g以内	250円	320円
	500g以内	390円	510円
	1kg以内	580円	750円
速達	250g以内	260円	300円
	1kg以内	350円	400円
	4kg以内	600円	690円
簡易書留		350円	

値上と事務負担軽減のため毎月事務所通信のみを送付しております方々につきましては、2か月分(2号分)を1回にまとめて発送とさせていただきますのでご了承願います。



(担当 芝事務所 総務)